社会福祉法人よこた福祉会倫理要領

社会福祉法人よこた福祉会に勤務するすべての従業員は、良質で適切な介護・障がいサービスを提供するため次のとおり倫理要領を定め、これを遵守する。

1. 人権と人格の尊重
   ・利用者に対しいかなる理由があろうと暴言・暴力・無視等虐待行為を行ってはならないことを自覚し、利用者擁護に努める。

2. 自立への支援
   ・利用者の思いに寄り添い生き甲斐や喜びを感じ、安心して自立した生活ができるよう支援する。

3. 個人情報・プライバシーの保護
   ・利用者一人ひとりのプライバシーや秘密を厳守し、私的空間と時間に配慮する。

4. 従業員の資質向上と働きやすい職場づくり
   ・職務の遂行を果たすため常に知識、技術、技能の向上に努め、より良いサービス提供が従業員同士連携して行えるよう働きやすい環境を整える。

5. 地域福祉の進展への寄与
   ・サービスの提供を通じ、地域住民が安心して暮らせるよう福祉の進展と福祉教育に努めていく。

6. コンプライアンスの遵守
   ・「経営理念」、「社訓」、「職員の基本姿勢」及び諸規程、規則をはじめ各事業の関係法令等を遵守する。

行動指針

【人権と人格の尊重】

・暴力、暴言、威圧、無視等の態度は行わない。
・安心、安全、自信や誇りを持って生活ができるよう励ましや配慮ある言葉掛けを行う。
・利用者から要望、苦情があった場合は、速やかな対応と情報の共有を図り、必要に応じ改善する。
・節度ある言動に心がけ慣れ合いによる安易な発言は行わない。

【自立への支援】

・利用者の主体性、個性を尊重したサービス提供を行う。
・過度な援助は控え、利用者自身ができることを支援する。
・従業員間でどのような支援が必要か十分に協議し、サービス提供を行う。

【個人情報・プライバシーの保護】

・業務上知り得た利用者等の個人情報は他に漏らさない。
・利用者、家族の了解なしに氏名、写真や作品等を展示、開示しない。
・利用者、家族の了解なしに主治医から情報を得ることはしない。
・他の関係機関に対し情報提供を行う場合、利用者、家族の了解を得る。
・利用者のプライバシーに関する話しを他の利用者の前で行わない。

【従業員の資質向上と働きやすい職場づくり】

・常に向上心を持ち、資格取得への挑戦や研修、講習会に積極的に参加する。
・従業員相互に人格を尊重し、ハラスメント行為等を行わないようにする。
・心身の健康管理とワークライフバランス等イクボス宣言の実践に取り組む。
・お互いさまの気持ちを持ち、体調不良者等への配慮を忘れない。
・外部からのハラスメント行為に対しては、毅然とした態度で対処し、従業員の安心・安全に努める。

【地域福祉の進展への寄与】

・地域行事への参加、孫子老まつりの実施、孫子老サポート隊の派遣、地元自治会との共同活動等継続的に行う。
・各関係機関との連携を密に図り、政策への提言等を行う。
・法人で培ったノウハウ等を地域へ向けて還元するとともに関係情報の発信を行う。
・地域における福祉教育機関としての機能を果たす。

【コンプライアンスの遵守】

・地域社会の一員としての自覚を持ち、法令や規則、規程等を理解し遵守する。
・研修、講習で学んだ遵守事項を理解し、他の従業員と共有し実行する。
・従業員相互に遵守事項を意識し、注意し合える関係を実践する。
・関係者や第三者に対し誤解や迷惑行為とならないよう、SNS のルールやマナーを守る。

附則

この要領は、令和 7 年 12 月 16 日から施行する。